

2018年3月19日

国立市議会議長 大和 祥郎 様

提出者 関口 博

〃 藤田 貴裕

〃 高原 幸雄

賛成者 尾張 美也子

〃 上村 和子

〃 重松 朋宏

議案の提出について

議員提出第 3 号議案

市町村民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書への

個人番号記載中止を求める意見書（案）

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

## 市町村民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書への 個人番号記載中止を求める意見書（案）

平成 27 年 10 月 29 日付総務省令第 91 号での地方税法施行規則の改正により、「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）（以下、「通知書」とする）に、納税者の個人番号記載欄が設けられました。しかし、特別徴収事務において従業員の個人番号は不要である上、この取り扱いには、以下のような問題があります。また、平成 29 年 12 月 26 日付の地方税法施行規則の一部を改正する省令により、当分の間、市町村長は、特別徴収義務者に特別徴収義務者用通知書の交付を行うときは、第三号様式中「個人番号」及び「個人番号又は法人番号」の欄は記載しないこととする、とされました。

### 問題点

特別徴収義務者（事業者）に重い負担を負わせ経営を圧迫する問題。

万一、情報漏えい等を行った場合は「四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第 48 条\*）などと定めています。一律に個人番号の記載された通知を送付することは、事業者に過重な負担を強いる上に、情報漏えいの危険性を高めます。

\* 法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

個人番号漏えいのリスクが高まり、コストもふえる問題。

平成 29 年度の「通知書」に個人番号が記載された結果、報道で判明するだけでも多くの自治体で個人番号漏えいが発生しています。原因はデータ処理における入力等の人的ミスがほとんどであり、このリスクをゼロにすることはできません。市民からの損害賠償請求など自治体が負うリスクが高まります。

以上を踏まえ下記のとおり要望します。

### 記

- 1、平成30年度からの「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）に個人番号を記載しない取り扱いを徹底してください。
- 2、個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年総務省令第91号）第1条の第三号様式変更の撤回を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2018年3月 日

東京都国立市議会

提出先 国立市長、総務大臣